



平成 28 年 1 月 28 日

各 位

会社名 株式会社モリテックス
代表者名 代表取締役社長 佐藤 隆雄
(コード番号：7714 東証第一部)
問い合わせ先 人事総務部長 加納正和
電話番号 048-218-2527

支配株主である株式会社MVジャパンによる
当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、株式会社MVジャパン（以下「公開買付者」といいます。）による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に賛同の意見を表明し、かつ、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、当該取締役会決議は、本公開買付け及びその後の一連の手続により公開買付者が当社を完全子会社化することを企図していること、及び当社株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものです。

記

1. 公開買付者の概要

(1) 名称	株式会社MVジャパン	
(2) 所在地	東京都千代田区平河町2丁目16番1号平河町森タワー10階	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 中野 宏信	
(4) 事業内容	当社株式を所有し当社との間で業務提携を遂行すること	
(5) 資本金の額	12億4,532万5,000円（平成28年1月28日現在）	
(6) 設立年月日	平成26年11月20日	
(7) 大株主及び持株比率	MV Limited 100%	
(8) 当社と買付者との関係	資本関係	公開買付者は、本日現在、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部（以下「東証第一部」といいます。）に上場している当社株式を9,976,711株（所有割合（注）：71.60%）を所有し、当社を連結子会社としております。
	人的関係	公開買付者から当社に取締役3名が派遣されております。
	取引関係	公開買付者と当社の間には、当社が平成27年12月10日付有価証券報告書に経営上の重要な契約として記載した平成26年12月5日付資本業務提携契約に基づく提携関係があります。
	関連当事者への該当状況	公開買付者は、当社の親会社であるため、当社の関連当事者に該当します。

（注）所有割合とは、当社の平成27年9月30日現在の発行済株式総数（13,933,928株）から、平成27年11月30日現在当社が所有する自己株式数（546株）を控除した株式数（13,933,382株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入）をいいます。以下同じです。

2. 買付け等の価格

普通株式1株につき 金 290 円

3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 意見の内容

当社は、平成 28 年 1 月 28 日開催の取締役会において、公開買付者による当社株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について、下記「(2) 意見の根拠及び理由」に基づき、賛同の意見表明をするとともに、本公開買付けに応募することを推奨することを決議いたしました。

なお、当該取締役会決議は、下記「3. (3)④ 利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」に記載の方法により決議されております。

(2) 意見の根拠及び理由

① 本公開買付けの概要

当社は、公開買付者より、以下の説明を受けております。

公開買付者は、後述のシティック・グループに属する運用会社が運用する投資ファンド等によりケイマン諸島法に基づき設立された MVHC Limited の完全子会社である、香港法に基づき設立された MV Limited がその発行済株式の 100%を所有する株式会社であり、当社の株式を所有し、当社との間での業務提携を遂行することを目的として平成 26 年 11 月に設立された株式会社であるとのことです。

公開買付者は、本日現在、東証第一部に上場している当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）9,976,711 株（所有割合：71.60%）を所有し、当社を連結子会社としております。

今般、公開買付者は、公開買付者による平成 28 年 1 月 28 日付「株式会社モリテックス株式（証券コード 7714）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」（以下「公開買付者プレスリリース」といいます。）において公表されたとおり、当社株式を取得した上で、当社を非公開化することを目的とする一連の取引の一環として本公開買付けを実施するとのことです。公開買付者は、本公開買付けにおいて、公開買付者の所有する当社株式及び当社の所有する自己株式を除く当社株式の全てを取得することを企図しており、最終的に当社の株主を公開買付者のみとすること（以下「本非公開化」といい、本公開買付けを含む本非公開化のための一連の取引を、以下「本取引」といいます。）を目的としているとのことです。

本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を設定しておらず、公開買付者は、本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の全部の買付け等を行うとのことです。また、本公開買付けにより、公開買付者の所有する当社株式及び当社の所有する自己株式を除く当社株式の全てを取得することができなかった場合には、公開買付者は、最終的に当社の株主を公開買付者のみとするための一連の手続（詳細は、下記「3. (4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」をご参照ください。）を本取引の一環として実施する予定であるとのことです。

シティック・キャピタル・ホールディングス（CITIC Capital Holdings Limited、中信資本、以下「シティック・キャピタル」といいます。）は、中国で最大級の金融・産業コングロマリットであるシティック・グループの一員として平成 14 年に設立された、代替投資を中心とした投資運用と投資顧問を行う会社であるとのことです。設立は、シティック・グループの金融ビジネスの主要企業の一翼に位置づけられるシティック・インターナショナル・ファイナンシャル・ホールディングス（CITIC International Financial Holdings Limited、中信国際金融控股有限公司）と香港証券取引所の上場企業であるシティック・リミテッド（CITIC Limited、中国中信股份有限公司）の 2 社による出資によって行われ、その後、これにそれぞれ中国及びカタールの政府系投資ファンドであるチャイナ・インベストメント・コーポレーション（China Investment Corporation、中国投資有限責任公司）及びカタール・ホールディング（Qatar Holding LLC）、中国の大手 IT 企業であるテンセント・ホールディングス（Tencent Holdings）、

台湾の大手生命保険会社であるフボン・ライフ・インシュアランス (Fubon Life Insurance) が株主として加わっているとのこと。なお、本日現在では、シティック・インターナショナル・ファイナンシャル・ホールディングス及びチャイナ・インベストメント・コーポレーションは株主ではないとのこと。

シティック・キャピタルは、中核事業としてプライベート・エクイティ、不動産投資関連、ストラクチャード・ファイナンス等のアセット・マネジメントのビジネスを行っており、これらのビジネスを通じて欧米・日本・中国等の様々な機関投資家グループの資産 50 億米ドル以上を運用しているとのこと。プライベート・エクイティ事業に関しては、日本、米国及び中国において、それぞれの国に特化したプライベート・エクイティ・ファンドを擁しており、それぞれ日本、中国をはじめ米国、欧州諸国等各国において、中国及びアジア地域での成長性のある企業への主にバイアウト投資を行っているとのこと。

日本においては、国内外の有力な機関投資家から資金を集め、日本の未公開企業または上場企業を投資対象とし、平成 16 年に日本ファンドの 1 号ファンドとしてシティック・ジャパン・パートナーズ (CITIC Japan Partners L.P.、ケイマン諸島籍リミテッド・パートナーシップ) を、また平成 22 年に 2 号ファンドとして CCJP II, L.P. を主体としたファンドを設立したとのこと。日本ファンドは、中国の金融・産業コングロマリットであるシティック・グループの経営資源・ネットワークを活用し、中国及びアジア地域での成長を挺子として日本企業の更なる企業価値の拡大を支援しようという理念の下、これまでに株式会社ポッカコーポレーション(現ポッカサッポロフード&ビバレッジ株式会社)、鳴海製陶株式会社に対する投資等、11 件の投資を実行してきたとのこと。各投資先企業に対して、スキームの構築、資金調達、事業計画立案に加え、投資実施後の事業展開計画、市場開拓、財務戦略、ローカルパートナーとの提携戦略に至るまで、企業価値向上のための支援を行ってきたとのこと。日本ファンドの 2 号ファンドは、MVHC Limited の全株式を所有 (間接所有も含まれます。) しているとのこと。

② 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

公開買付者は、平成 26 年 12 月に当社の当時の親会社であったショット日本株式会社 (以下「ショット日本」といいます。) が所有していた当社株式 9,976,711 株 (所有割合: 71.60%) を取得することを目的として、平成 26 年 12 月 8 日から平成 27 年 1 月 13 日までを買付け等の期間とする公開買付け (以下「前回公開買付け」といいます。) を実施した結果、本日現在、当社株式 9,976,711 株 (所有割合: 71.60%) を所有するに至っております。なお、前回公開買付けにおいては、当社の事業の重点が、エレクトロニクスのように極めて変化が激しい業界や、アジア・中国をはじめとした海外市場に今ほど急速に移っておらず、当社の非公開化による機動的な意思決定体制を前提とすべきとまではいえないと判断し、当社株式の上場廃止を企図していなかったとのこと。また、公開買付者と当社は、平成 26 年 12 月 5 日付で資本業務提携契約 (以下「本資本業務提携契約」といいます。) を締結しています。そして、平成 27 年 7 月には、商号を「ショットモリテックス株式会社」から「株式会社モリテックス」に変更いたしました。

当社は、光ファイバ他各種特殊素材・機器の輸出入及び国内販売を主たる事業として昭和 48 年に営業を開始し、平成 9 年 11 月に日本証券業協会に株式を店頭登録し、平成 12 年 12 月に東証第一部に上場いたしました。現在は製造機能も備え、光応用機器事業、機能性材料事業を行っております。このうち、光応用機器事業の主要部門であるマシンビジョンシステム部門においては、創業当初からのコア技術である光学・照明技術を活用し、主に半導体製造装置・電子部品実装機・液晶製造装置業界向けに、レンズと照明装置を組み合わせたマシンビジョン機器を開発・製造・販売しております。また、当社及び当社の子会社 4 社及び関連会社 1 社 (以下「当社グループ」といいます。) は、レンズ (光学設計)、照明 (LED・光ファイバ照明) 及びカメラの開発から生産までを全て実施しております。

公開買付者による前回公開買付けに基づく当社株式の取得以降、当社は、本資本業務提携契約に基づき、シティック・キャピタルとともに、ショット日本を含むショットグループからの分離に関わる各種課題をスムーズに解決し、これまで依存度の高かった半導体製造等の装置以外の製品市場、及びアジア・中国を中心とした海外市場の開拓を進め、更にはそれらを実現するための経営管理強化に取り組んでまいりました。その結果、平成 27 年 9 月期の決算においては営業利益についても黒字化 (平成 26 年 9 月期の営業損失 152 百万円に対して平成 27 年 9 月期の営業利益は 21 百万円を計上) を実現いたしました。

しかしながら、当社を取り巻く事業環境は昨今再び大きく変化してきており、それに伴い経営の難易

度は急速に高まっております。当社は旧来より国内半導体製造装置業界への依存度の高さが課題として挙げられておりましたが、当該業界は近年ますます国際競争が激化しており、当社にとって他業界への進出は急務となっております。代表的な進出先として、例えば、エレクトロニクス業界が挙げられますが、当該業界は近年、エンドマーケットの多様化や技術革新が急速に進んでいる上に、顧客は海外のグローバルプレーヤーが殆どであり、かつリーディングプレーヤーは時としてめまぐるしく変わります。更には高精度、短納期、価格競争力、少量多品種への対応等、顧客からの要求は高度化する一方です。また、特定カテゴリーにおける価格競争力を打ち出す競合他社の出現等、競争環境も変化しています。当社はこのような厳しい環境において、市場ポジションを維持・向上させ、これまで以上に顧客のニーズに添えていくためには、顧客に向き合い、更なるスピード感と革新性をもって技術・商品開発及びサービスの提供を進める必要があります。

平成27年12月に入り、公開買付者においてかかる状況を鑑みて方針を検討した結果、公開買付者は、当社の長期的な競争力強化及び持続的成長を実現するためには、弛まぬ技術革新競争をリードし、継続的な研究開発活動を推進しつつ、国内外市場への新商品やサービスを迅速に投入し続けることが必要であり、そのためには公開買付者が前回公開買付けを開始した平成26年12月に前提とした現在の体制から、より迅速かつ機動的な意思決定を遂行できる体制へと移行することが不可避であると判断したとのことです。一方、他業界へ進出し、継続的な研究開発活動の推進、国内外市場への新商品やサービスの迅速な投入を継続することは短期的には業績の悪化を伴うリスクがあり、当社の一般株主の皆様利益に悪影響を与えるおそれもあるとのことです。これらの点を踏まえ、公開買付者は、平成27年12月中旬より当社との間で協議を重ね、平成28年1月下旬、今後も継続して当社の企業価値を向上させていくためには、当社が公開買付者より強固な提携関係を確立することにより、シティック・グループが国内外に有する広範囲なネットワークや事業展開に関するノウハウを活かし、中国・アジアをはじめ北米、欧米等グローバル市場への展開を加速させるとともに、より機動的な経営戦略の実現に向けて、簡素化された株主構成の下、短期的な業績に左右されることなく、迅速な意思決定が行える体制を整備することが必要不可欠であると認識し、本非公開化を行うことが最善の方策であるとの結論に至ったとのことです。

以上の事情等を踏まえ、公開買付者は、当社の競争力強化及び持続的成長を実現するためには、本公開買付けを通じて本非公開化を行うことにより、上場維持に伴うコストを削減すると同時に、短期的な業績の変化に左右されることなく、当社の経営陣及び従業員が一丸となって変革に取り組む体制を構築し、公開買付者による支援のもと重要課題に対して機動的かつ柔軟に対処していくことが最善であるという結論に至り、平成28年1月28日に本公開買付けを実施することを決定したとのことです。

なお、本公開買付け後の経営体制に関しては、公開買付者から派遣されている取締役3名（中野宏信氏、張曉力氏及び伊藤政宏氏）を含む現状の体制から何らの変更は予定されていないとのことです。公開買付者は、本公開買付けを通じ、当社より強固な提携関係を確立するだけでなく、当社の迅速かつ機動的な意思決定体制を整備することによって、変化の激しいエレクトロニクスをはじめとした広範な業界を対象としたグローバルな事業展開を加速させ、厳しい競争環境においても当社の企業価値を向上させていく予定とのことです。

③ 当社取締役会における意思決定に至る過程

当社は、平成27年12月14日、公開買付者が本取引を検討している旨の連絡を受けました。当社は、かかる連絡を受け速やかに、本取引においては公開買付者と当社の少数株主との間で構造的な利益相反状態が生じ得ることから、公開買付者及びシティック・グループと利害関係を有しない取締役及び従業員によって構成されるプロジェクトチームを組成し、本取引に関する検討を行いました。

その後、平成28年1月15日に、公開買付者から、公開買付者が当社株式を対象とする公開買付けを行い、その後一連の手続により当社を完全子会社化することを企図していること、本公開買付価格については、当社株式の直近の市場価格の推移、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例等を総合的に勘案して、別途提案する予定であること、また、本公開買付けの公表日として平成28年1月下旬を想定していることを内容とする同日付意向表明書を受領し、更に、同年1月20日に、公開買付者から、本公開買付価格を1株当たり260円としたい旨の提案を受けました。当社プロジェクトチームは、かかる提案を受けた後、価格を引き上げるため公開買付者との協議・交渉を継続した結果、平成28年1月28日に、290円を本公開買付価格とする同日付価格提案を受領いたしました。

当社は、平成28年1月15日付意向表明書及び28日付価格提案について慎重に検討した結果、本取

引は次の点で、当社グループの企業価値を向上させるものであると判断いたしました。

(i) 当社は、創業以来日本を中心とした半導体・液晶製造装置業界を主な顧客としてきたが、昨今の、中国、台湾、韓国及び東南アジアを含むアジア新興国の企業の台頭とこれに伴う国内の半導体・液晶製造装置市場の成長鈍化、並びに世界経済、特に中国を中心とする東アジア圏の先行き不透明感が増す状況下において、スピード感をもつて的確にかかる状況に適応するため、第一に、アジア新興国市場における新規顧客開拓、また、第二に、エレクトロニクス・自動車部品検査機器領域への一層の注力並びに堅牢な販売体制の早期確立が喫緊の課題となっているところ、シティック・グループは、アジア新興国市場を中心とする広範囲の、かつ地元根差した情報収集能力と、半導体・液晶製造装置市場における豊富な事業展開ノウハウを有していることから、当社が公開買付者との提携関係をより一層強化することは、当社の主力事業であるマシンビジョン事業における戦略的販売地域であるアジア新興国において、エレクトロニクス・自動車部品検査機器市場の顧客を含む顧客層の拡大と販売の強化、並びに収益力向上に資することとなること

(ii) アジア新興国市場における事業拡大及び優位性の早期確立の確度をより高めるためには、アジア新興国市場の顧客ニーズに的確に応えるため、当社の主要な生産拠点である中国深セン工場における製品開発及び生産能力増強に係る設備投資と高品質な製品の安定供給が肝要であり、特に中国及びアジア地域のローカルパートナーとの緊密な連携の下、これらを支える現地部材調達適正化等、原価低減及び高品質な部材の安定供給に資するサプライチェーン網の更なる構築と、その実現の確度を高める人材面の補強を、アジア新興国企業との競争に負けないスピードで実行することが必須であるところ、本取引は、当社経営陣・従業員及びシティック・グループがより一体となって、投資増による当社の短期的な収益性の悪化を恐れることなく、ビジネス環境の変化に対応した投資等を迅速に決断し機動的に実行していくことを可能とすること

(iii) 本取引による非上場化により、監査、IR その他年間数千万円に上る上場維持コストを削減することができる一方、上記(i)(ii)に記載した成長戦略の実現の早期確立を加速化させ、かつその実現の確度及びスピードをより高めるための当社グループ一丸となった体制構築を可能にすること

また、下記3.(3)①に記載の当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関である楡井公認会計士事務所より取得した当社の株式価値の算定結果に関する平成28年1月27日付株式価値算定報告書(以下「本算定書」といいます。)、下記3.(3)②に記載の特別委員会より平成28年1月28日付で受領した答申書、下記3.(3)③に記載の木村・多久島・山口法律事務所からの法的助言等を踏まえ、本公開買付価格である1株当たり290円は、本公開買付け公表日の前営業日である平成28年1月27日の当社株式の東京証券取引所における終値219円に対して32.42%(小数点以下第三位を四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算について同じとします。)、平成28年1月27日までの直近1ヶ月の終値の単純平均値218円に対して33.03%、平成28年1月27日までの直近3ヶ月の終値の単純平均値228円に対して27.19%、平成28年1月27日までの直近6ヶ月の終値の単純平均値226円に対して28.32%のプレミアムを加えた金額であること、本公開買付価格が本算定書に示された1株当たりの価値を上回っていることを考慮し、本公開買付けを含む本取引の諸条件について慎重に検討した結果、本公開買付価格及び本公開買付けのその他の諸条件は当社の株主の皆様にとって妥当であり、本取引は、少数株主を含む当社の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、平成28年1月28日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対してはその所有する当社株式を本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をいたしました。

(3) 利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者及び当社は、公開買付者が当社株式9,976,711株(所有割合:71.60%)を所有し、当社を連結子会社に行っていること、また、当社の取締役である中野宏信氏、張曉力氏及び伊藤政宏氏が公開買付者の代表取締役をそれぞれ兼任していることから、当社における本取引の検討において構造的な利益相反状態が生じ得ることに鑑み、本公開買付けの公正性を担保する観点から、以下のような措置を実施いたしました。

なお、公開買付者は、本公開買付けにおいて、買付予定数の下限を設けておらず、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)の応募を本公開買付けの成立の条件とはしておりませんが、公開買付者及び当社において下記①乃至⑤の措置を実施していることから、当社の少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考えているとのことです。

① 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定報告書の取得

当社は、本公開買付けに係る意見表明を行うにあたり、本公開買付け価格の公正性を担保するための資料として、本算定書を取得いたしました。なお、楡井公認会計士事務所は、当社及び公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して利害関係を有しておりません。また、当社は、楡井公認会計士事務所から本公開買付け価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得していません。

楡井公認会計士事務所は、多角的に評価を行う観点から、インカム・アプローチ及びマーケット・アプローチの2方式による評価を行ったとのことです。インカム・アプローチとしては、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）の手法を、マーケット・アプローチとしては、類似会社比準法及び市場株価平均法の各手法を用いて当社の株式価値算定を行っているとのことです。

上記各手法において算定された当社株式1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりであるとのことです。

DCF法	204円から285円
類似会社比準法	125円から177円
市場株価平均法	218円から228円

(i) DCF法

DCF法では、当社が作成した平成28年9月期から平成30年9月期までの事業計画、当社へのインタビュー、直近までの業績動向及び一般に公開された情報等の諸要素を考慮し、平成28年9月期以降当社が生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の企業価値や株式価値を分析し、当社株式1株当たりの株式価値の範囲を204円から285円までと算定しているとのことです。割引率は4.4%～5.4%を採用しており、継続価値の算定に当たっては倍率モデルを採用し、平成30年9月期のEBITDA601,050千円に類似会社11社のEBITDA倍率の中央値である5.2を乗じて算出した3,125,459千円を継続価値としているとのことです。

DCF法による分析に用いた当社の業績見込みにおいて、平成30年9月期において大幅な増益（営業利益で約75.3%）を見込んでいるとのことです。これは、当社の事業計画において、公開買付者との業務提携の推進等を契機としてマシンビジョン製品売上の増加と製造効率の向上による増益を見込んでいるためとのことです。

算定の前提とした財務予測は、当社が作成した平成28年9月期から平成30年9月期までの事業計画に基づくものであるところ、同事業計画は本取引の実施を前提としたものではありません。算定の前提とした財務予測の具体的な数値は以下のとおりです。

(単位：千円)

	平成28年9月期	平成29年9月期	平成30年9月期
売上高	8,722,773	8,986,295	9,598,464
営業利益	194,801	249,321	437,089
EBITDA	365,050	416,189	601,050
フリー・キャッシュ・フロー	104,227	165,240	380,168

(ii) 類似会社比準法

類似会社比準法では、国内上場会社のうち、シーシーエス株式会社、シグマ光機株式会社、株式会社オハラ、テクノホライズン・ホールディングス株式会社、株式会社精工技研、岡本硝子株式会社、株式会社サンテック、レーザーテック株式会社、オプテックス・エフエー株式会社、株式会社アパールデータ及びサムコ株式会社を、当社と製品の種類や企業規模が類似する会社として抽出し、EBITDA マルチプルを用いて、当社株式1株当たりの株式価値の範囲を125円から177円までと算定しているとのことです。

(iii) 市場株価平均法

市場株価平均法では、算定基準日を平成28年1月27日として、東証第一部における当社株式の過去1ヶ月の終値の単純平均値（218円（小数点以下を四捨五入。以下終値の単純平均値の計算について同じとします。）、過去3ヶ月の終値の単純平均値（228円）、過去6ヶ月の終値の単純平均値（226円）をもとに、当社株式1株当たりの株式価値の範囲を218円から228円までと算定しているとのことです。

② 当社における独立した特別委員会の設置

当社は、本公開買付けに関する意思決定の恣意性を排除し、当社の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、平成 28 年 1 月 5 日、公開買付者及び当社の取締役会から独立した当社社外取締役である名取勝也氏（弁護士、名取法律事務所）、外部有識者である金森仁氏（弁護士）及び青柳立野氏（公認会計士・税理士青柳立野事務所）の 3 名によって構成される特別委員会を設置し（なお、特別委員会の委員は設置当初から変更していません。）、本公開買付けに対して当社が表明すべき意見の内容を検討する前提として、(i) 本取引の目的は合理性を有するか、(ii) 本取引において公正な手続を通じて当社株主の利益への十分な配慮がなされているか、(iii) 本取引の条件（本公開買付価格を含む。）の妥当性が確保されているか、(iv) 本取引は、公開買付者以外の当社株主にとって不利益でないか（以下、総称して「本諮問事項」といいます。）について特別委員会に諮問したとのことです。

特別委員会は、平成 28 年 1 月 5 日より平成 28 年 1 月 28 日まで合計 4 回開催され、本諮問事項に関し、慎重に協議及び検討を行いました。

具体的には、本取引の意義・目的や本取引により向上することが見込まれる当社の企業価値の具体的内容について、当社代表取締役及び公開買付者から説明を受け、検討を行いました。また、公開買付者からは本公開買付けの諸条件及び本非公開化の手続について、当社のリーガル・アドバイザーである木村・多久島・山口法律事務所からは本公開買付けに関する当社の取締役会の意思決定の方法及び過程等について、それぞれ説明を受け、本取引の手続の公正性を検討しました。更に、当社を代表して公開買付者と買付価格に関する協議を行った代表取締役から、公開買付者による価格の提案及び価格に関する交渉の状況について説明を受け、買付価格の妥当性の検討を行いました。

かかる検討の結果、(i) 本取引の実現により、中国を中心とする海外市場の開拓と製造拠点の管理に関しシティック・グループの人的ネットワークを通じた協力支援が促進され得ること、公開買付者の知見や公開買付者が人的関係を有する専門家による当社の管理機能の改善強化が図られ得ること等から、本取引によって当社の企業価値の向上が見込まれる、(ii) 本取引の交渉過程においては、公開買付者からの独立性が認められる当社代表取締役を中心としたプロジェクトチームを設置し、同プロジェクトチームは、公開買付者及び当社から独立した木村・多久島・山口法律事務所からの助言を受けつつ、少数株主の利益に十分に配慮した買付価格となるよう、本公開買付価格を引き上げるための協議・交渉を公開買付者で行ったほか、公開買付者又はその特別利害関係人からの影響や干渉を排除して意思決定が行われており、本取引に係る手続は公正であると認められる、(iii) 本算定書における算定に不合理な点は認められず、本公開買付価格は、平成 28 年 1 月 27 日の当社株式の東京証券取引所における終値 219 円に対して 32.42%、平成 28 年 1 月 27 日までの直近 1 ヶ月の終値の単純平均値 218 円に対して 33.03%、平成 28 年 1 月 27 日までの直近 3 ヶ月の終値の単純平均値 228 円に対して 27.19%、平成 28 年 1 月 27 日までの直近 6 ヶ月の終値の単純平均値 226 円に対して 28.32%のプレミアムを加えた金額であること等から、価格の妥当性が認められる、(iv) これらを総合的に鑑みると、本取引は少数株主にとって不利益ではないと認められるとの判断に至りました。

以上の経緯を経て、特別委員会は、平成 28 年 1 月 28 日付で、委員全員の一致により、(i) 本取引により当社の企業価値の向上が見込まれることが認められ、本取引の目的は合理性を有する、(ii) 本取引においては、公正な手続を通じ、少数株主の利益への十分な配慮がなされている、(iii) 対価を含めた本取引における条件の妥当性は確保されている、(iv) 上記を前提にすると、本取引は少数株主にとって不利益ではないと認められることを内容とする答申書を当社取締役会に提出いたしました。

③ 当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、当社取締役会での本公開買付けに係る意見表明を行うに至る意思決定の過程における恣意性を排除し、公正性を担保するための措置として、当社のリーガル・アドバイザーに木村・多久島・山口法律事務所を選任し、木村・多久島・山口法律事務所から本公開買付け、当社取締役会の意思決定の方法及び過程等について法的助言を受けております。

④ 利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見

当社は、平成 28 年 1 月 28 日開催の当社取締役会において、本公開買付けについて、当社の企業価値向上に関する検討、公開買付者の意向、本算定書、上記「②当社における独立した特別委員会の設置」に記載の特別委員会より平成 28 年 1 月 28 日付で受領した答申書、上記「③当社における独立した法律事務所からの助言」に記載の木村・多久島・山口法律事務所からの法的助言を踏まえ慎重に詮議、検討

した結果、本公開買付けを含む本取引により、当社の企業価値が向上すると見込まれるとともに、本公開買付け価格及び本公開買付けのその他の諸条件は当社の株主の皆様にとって妥当であり、本取引は、少数株主を含む当社の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると考えられることから、平成 28 年 1 月 28 日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議いたしました。

当社取締役のうち、中野宏信氏、張曉力氏及び伊藤政宏氏が公開買付者の代表取締役をそれぞれ兼任していますので、利益相反を排除する観点から、上記当社取締役会においては、上記の中野宏信氏、張曉力氏及び伊藤政宏氏を除く取締役 3 名により審議を行った上で、全会一致により上記決議を行いました。また、当社監査役 4 名（東京証券取引所に独立役員として届出をしている社外監査役藤代政夫氏及びその他の社外監査役 1 名を含みます。）が上記当社取締役会に出席し、いずれも、当社取締役会が上記決議をすることに異議がない旨の意見を述べております。

⑤ 比較的長期の買付け等の期間の設定

公開買付者は、法令に定められた公開買付けに係る買付け等の最短期間は 20 営業日であるところ、本公開買付けの買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）を 30 営業日としております。公開買付期間を比較的長期にすることにより、当社の株主の皆様に対して本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外の者にも当社の株券等に対して買付け等を行う機会を確保し、これをもって本公開買付け価格の適正性を担保することを企図しているとのことです。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けによって、公開買付者の所有する当社株式及び当社の所有する自己株式を除く当社株式の全てを取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後に、以下に述べる方法により、公開買付者が当社株式の全て（但し、当社の所有する自己株式を除きます。）を所有することを予定しているとのことです。

具体的には、本公開買付けの成立により、公開買付者が当社の総株主の議決権の 10 分の 9 以上を所有するに至った場合には、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じとします。）第 179 条に基づき、本公開買付けに応募しなかった当社の株主（公開買付者及び当社を除きます。）の全員に対し、その所有する当社株式の全てを売り渡すことを請求（以下「株式売渡請求」といいます。）する予定であるとのことです。株式売渡請求においては、当社株式 1 株当たりの対価として、本公開買付け価格と同額の金銭を本公開買付けに応募しなかった当社の株主（公開買付者及び当社を除きます。）に対して交付することを定める予定であるとのことです。この場合、公開買付者は、その旨を当社に通知し、当社に対し株式売渡請求の承認を求めるとのことです。当社がその取締役会の決議により株式売渡請求を承認した場合には、関係法令の定める手続に従い、当社の株主の個別の承諾を要することなく、公開買付者は、株式売渡請求において定めた取得日をもって、本公開買付けに応募しなかった当社の株主（公開買付者及び当社を除きます。）の全員からその所有する当社株式の全てを取得することとなります。この場合、当該各株主の所有していた当社株式の対価として、公開買付者は、当該各株主に対し、当社株式 1 株当たり本公開買付け価格と同額の金銭を交付する予定であるとのことです。なお、当社は、公開買付者より株式売渡請求がなされた場合には、対価の相当性、対価の交付の見込み、取引条件等を踏まえて、当該株式売渡請求が当社株主の利益に配慮したものであり、株式売渡請求の条件等が適正なものであると判断したときには、当社の取締役会においてかかる株式売渡請求を承認する予定です。株式売渡請求がなされた場合、会社法第 179 条の 8 その他の関係法令の定めに従って、当社の株主は、その所有する当社株式の売買価格の決定の申立てを行うことができる旨が会社法上定められています。なお、上記申立てがなされた場合の当社株式の売買価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

他方で、本公開買付けの成立により、公開買付者が当社の総株主の議決権の 10 分の 9 以上を所有するに至らなかった場合には、公開買付者は、当社株式の併合を行うこと（以下「株式併合」といいます。）及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会を開催することを当社に要請する予定とのことです。なお、公開買付者は、当該臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。当該臨時株主総会において株式併合の議案についてご承認をいただいた場合には、株式併合がその効力を生ずる日において、当社の株主は、当該臨時株主総会においてご承認をいただいた株式併合の割合に応じた数の当社株式を所有することになります。株式併合をすることにより株式の数に 1 株に満たない端数が生じるときは、当社の株主に対して、会社法第 235 条及び第 234 条第 2 項乃至第 5 項その他の関係法令の定めに従い、当該端数の

合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。以下同じとします。）に相当する当該当社株式を当社又は公開買付者に売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該当社株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募しなかった当社の各株主（公開買付者及び当社を除きます。）に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主が所有していた当社株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定した上で、当社に裁判所に対する任意売却許可の申立てを行うことを要請する予定です。また、当社株式の併合の割合は、本日現在未定ですが、公開買付者は、当社に対して、公開買付者が当社株式の全て（当社の所有する自己株式を除きます。）を所有することになるよう、本公開買付けに応募しなかった当社の株主（公開買付者及び当社を除きます。）が所有する当社株式の数が1株に満たない端数となるように決定するよう要請する予定です。株式併合がなされた場合であって、株式併合をすることにより当社株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従って、当社の株主は、当社に対し自己の所有する当社株式のうち1株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び当社株式の価格の決定の申立てを行うことができる旨が会社法上定められています。なお、上記申立てがなされた場合の買取価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

上記各手続については、関係法令についての改正、施行、当局の解釈等の状況、本公開買付け後の公開買付者の株券等所有割合及び公開買付者以外の当社株式の所有状況等によっては、実施の方法及び時期に変更が生じる可能性があります。但し、その場合でも、本公開買付けに応募しなかった当社の各株主（公開買付者及び当社を除きます。）に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定とのことであり、その場合に当該各株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該各株主が所有していた当社株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定とのことです。

以上の各場合における具体的な手続及びその実施時期等については、公開買付者と協議の上、決定次第、当社がすみやかに公表する予定です。

本公開買付けは、上記臨時株主総会における当社の株主の賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付けへの応募又は上記の各手続による金銭等の受領及び株式買取請求による買取り等の場合の税務上の取扱いについては、株主の皆様において自らの責任にて税理士等の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

なお、本公開買付け後の経営体制に関しては、公開買付者から派遣されている取締役3名（中野宏信氏、張曉力氏及び伊藤政宏氏）を含む現状の体制から何らの変更は予定されていないとのことです。

(5) 上場廃止となる見込み及びその事由

当社株式は、本日現在、東証第一部に上場されておりますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付等を行う株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の定める株券上場廃止基準に従って、当社株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの完了時点では当該基準に該当しない場合でも、その後、前記「3. (4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買取に関する事項）」に記載の各手続が実行された場合には、前記株券上場廃止基準に該当し、当社株式は、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所において取引することができなくなります。

4. 公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

該当事項はございません。

5. 公開買付者またはその特別関係者による利益供与の内容

該当事項はございません。

6. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

該当事項はございません。

7. 公開買付者に対する質問

該当事項はございません。

8. 公開買付期間の延長請求

該当事項はございません。

9. 今後の見通し

前記3.(2)②「本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」、3.(4)「本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」、及び3.(5)「上場廃止となる見込み及びその事由」をご参照ください。

10. 支配株主との取引等に関する事項

支配株主との取引等を行う際における少数株主保護の方針の適合状況

公開買付者は、当社の親会社当社であることから、当社取締役会による本公開買付けに対する意見表明は、支配株主との重要な取引等に該当いたします。

当社では、平成25年6月20日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書に記載のとおり、親会社と親会社以外の一般株主との間での利益の相反のおそれのある関連当事者取引は、必ず取締役会に諮ることとし、かかる取締役会には、親会社から独立した立場にある社外監査役が出席することを確保して、少数株主の利益が損なわれることのないよう留意しております。

当社の支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針に関する本公開買付けに対する意見表明における適合状況は、以下のとおりです。

当社は、本公開買付けに対する意見表明の検討に当たり、上記「3.(3) 利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、①独立した第三者算定機関からの株式価値算定報告書の取得、②独立した特別委員会の設置及び答申の受領、③独立した法律事務所からの助言、④利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見の取得等の各措置を実施しており、かかる指針に適合していると考えております。

以 上

(添付資料)

公開買付者による公表文

平成 28 年 1 月 28 日

各 位

会 社 名	株 式 会 社 M V ジ ャ パ ン
代 表 者 名	代 表 取 締 役 中 野 宏 信
問 い 合 わ せ 先	代 表 取 締 役 伊 藤 政 宏
電 話 番 号	0 3 - 5 2 1 1 - 3 8 3 0

株式会社モリテックス株式（証券コード 7714）に対する 公開買付けの開始に関するお知らせ

株式会社MVジャパン（以下「公開買付者」といいます。）は、平成 28 年 1 月 28 日、株式会社モリテックス（コード番号 7714、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部（以下「東証第一部」といいます。）上場、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

公開買付者は、中国で最大級の金融・産業コングロマリットであるシティック・グループに属する運用会社が運用する投資ファンド等によりケイマン諸島法に基づき設立されたMVHC Limitedの完全子会社である、香港法に基づき設立されたMV Limitedがその発行済株式の100%を所有する株式会社であり、対象者の株式を所有し、対象者との間での業務提携を遂行することを目的として平成26年11月に設立された株式会社です。

公開買付者は、本日現在、東証第一部に上場している対象者株式9,976,711株（所有割合（注）：71.60%）を所有し、対象者を連結子会社としております。

（注）「所有割合」とは、対象者が平成27年12月10日に提出した第44期有価証券報告書に記載された平成27年9月30日現在の発行済株式総数13,933,928株から平成27年11月30日現在の対象者の所有する自己株式数546株を控除した株式数13,933,382株に対する割合をいい、その計算において小数点以下第三位を四捨五入しております。

今般、公開買付者は、公開買付者の所有する対象者株式及び対象者の所有する自己株式を除く対象者株式の全てを取得した上で、対象者を非公開化することを目的とする一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として本公開買付けを実施いたします。

本公開買付けは、本取引の一環として行われるものであり、その概要は以下のとおりです。

- （1）対象者の名称
株式会社モリテックス
- （2）買付け等を行う株券等の種類
普通株式
- （3）買付け等の期間
平成28年1月29日（金曜日）から平成28年3月11日（金曜日）まで（30営業日）
- （4）買付け等の価格
普通株式 1株につき金290円
- （5）買付予定の株券等の数

買付予定数 3,956,671株
買付予定数の上限及び下限 なし

(6) 公開買付代理人
みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

(7) 決済の開始日
平成28年3月18日(金曜日)

なお、本公開買付けの具体的内容は、本公開買付けに関して公開買付者が平成28年1月29日に提出する公開買付届出書をご参照ください。

以上